

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

府 省 庁 名 金 融 庁

No	14	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> <u>事業税(外形)</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	外国組員に対する課税の特例に関する所要の措置	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成21年度税制改正において、一定の要件を満たす外国組員が組合型投資ファンドに投資を行う場合、当該組員は国内においてPE（恒久的施設）を有しないものとみなす旨の特例が創設された。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>当該特例に関し、外国組員がその適用を受けるための要件の一つである「業務の執行として政令で定める行為を行わないこと」から、金融商品取引業等に関する内閣府令128条及び129条に定める利益相反取引・運用財産相互間における取引についての同意を除外する。</p>	
関係条文	租税特別措置法41条の21、67条の16	
要望理由	<p>外国組員が本特例の適用を受けるためには、「業務の執行として政令で定める行為を行わないこと」という要件を満たす必要がある。他方、金商法上の登録運用業者は、原則として、利益相反取引・運用財産相互間における取引を行うことが禁じられているが、金商業府令128条及び129条に定める同意を得れば、かかる取引も実行可能とされている。</p> <p>しかしながら、金商法上の登録運用業者が投資事業有限責任組合を組成する場合、外国組員から金商業府令128条及び129条に定める同意を得ると、外国組員は上記の要件を満たさないこととされているため本特例の適用を受けられない。このため、本措置により、外国組員が金商業府令128条及び129条に定める同意をする場合でも、本特例の適用を受けられるようにする必要がある。</p>	
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円)	
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>外国組員に対する課税の特例（租税特別措置法41条の21、67条の16）</p> <p>・ 融資、補助金その他 なし</p>
	22年度の要望	<p>・ 国税</p> <p>国税においても同様の措置を要望</p> <p>・ 融資、補助金その他 なし</p>
過去の要望経緯	外国組員に対する課税の特例は、平成21年度において要望した結果、措置された。	
本要望に対応する縮減案	なし	